

# 不正行為の禁止

学生としての本分を守り、単に不正行為を行わないだけでなく、誤解を与えるような紛らわしい行為を行わないように十分注意してください。

不正行為とは、成績評価の対象となる事項について正当でない手段をもって、自己または他人の便宜をはかる行為を言います。例えば、以下の行為があります。

- (1) 試験などで指定された物品以外を使用した場合
- (2) 試験などで監督者の指示に従わない場合
- (3) 他人と答案や提出レポートを交換した場合
- (4) 他人の答案をのぞき見た場合
- (5) 他人の提出レポートを写した場合
- (6) その他、教授会が不正行為と認めたもの

※剽窃「盗作・盗用」は犯罪です。社会通念として許されません。

試験、クイズ・小テスト、レポート、作品などにおいて科目担当教員が不正行為と判断した場合は、金沢工業大学学則第 54 条、金沢工業大学大学院則第 50 条により教授会の議を経て、懲戒(退学・停学・訓告)します。懲戒に関する成績の取り扱い、下記のとおりです(学生懲戒に関する規程別表第 1)。

処 分	成績の取り扱い
訓 告	当該学期の履修許可科目の単位を F 評価(出席不良等)とする。
停 学	当該学期の履修許可科目の単位を全て F 評価(出席不良等)とし、解除日まで履修登録申請を受けつけない。
退 学	退学日をもって、当該学期(前学期または後学期)の履修許可科目をすべて取り消す。

## 大学院科目の履修・単位認定の申請(学部 4 年次～大学院進学後)

### ■大学院科目の履修申請に関する注意事項

PD Ⅲの指導教員が認めた者で、本学大学院博士前期課程(修士課程)の授業科目(以下、「大学院科目」という)の受講を希望する者は、教務課にて所定の履修申請手続きを行うことで、科目履修学部生として大学院科目を履修することができます。履修申請する際には、以下の点に注意してください。

- (1) 履修可能な単位数は在学中 16 単位までとします(不合格の単位数を含む)
- (2) 履修申請が可能な科目区分は「関係科目」のみとします。
- (3) 学部卒業に必要な単位数には含まれません

### ■履修申請の方法

大学院の時間割は教務課ホームページで確認できます。事前に学生ポータルで告知します。

履修申請には「履修申請書(科目履修学部生用)」が必要です。教務課のホームページから様式をダウンロードしてください。申請書に必要事項を記入したら、PD Ⅲの指導教員の署名と捺印をもらってください。大学院の履修計画申請期間中(p.59 参照)に教務課の窓口へ提出してください。

### ■履修登録した科目の確認

履修申請書提出後、教務課での履修登録が完了すると学生ポータルの「履修申請(大学院)」から時間割を確認できます。履修登録の完了まで数日かかる場合もあります。

### ■単位認定の申請について

学部 4 年次に大学院科目の単位を修得し、本学大学院博士前期課程(修士課程)に進学した者は、教務課にて所定の手続きを行うことで、修得した単位の一部または全部について、単位認定を申請することができます。申請した科目の認定結果は、申請した年度の前学期の成績公開時に反映されます。

#### ●単位認定申請期間

大学院の履修申請期間に準じます。教務課ホームページ等を確認してください。

#### ●申請方法

「単位換算申請書」(教務課ホームページからダウンロード)および「成績証明書(科目履修学部生)」(卒業式で各自に配付)のコピーを申請期間内に教務課へ提出してください。